

世界が進むチカラになる。



厚生労働省 令和5年度 障害者総合福祉推進事業

療育手帳その他関係諸施策との
関係性と影響についての調査
【調査結果概要】

【調査実施概要】

調査目的

- 療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、各自治体で自治事務として運用されていることから、その対象者の判定方法や認定基準等にばらつきがあり、療育手帳の運用における統一化の必要性が指摘されている。令和4年度障害者総合福祉推進事業（以下、「令和4年度事業」とする）では、幅広い対象に調査を行い、今後議論する上での基礎データを広く収集した一方で、論点整理を行うまでには至っていない。
- 本調査事業は、令和4年度事業において収集したデータを踏まえ、療育手帳の運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題についての検討を深め、今後、議論を行うにあたっての論点整理を目的として実施した。

調査方法

<アンケート調査>

今後の療育手帳のあり方の検討に向けた基礎情報の整理を目的として、療育手帳の検査結果等の活用状況に関するアンケート調査を実施した。

| | |
|----|---|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、知的障害者更生相談所（悉皆） 相談支援事業所 1,500か所※無作為抽出 |
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所・知的障害者更生相談所：厚生労働省担当課より、都道府県・政令指定都市を經由して、電子メールにより、URL及びQRコードが記載された依頼状を配布し、Webアンケートによる回答・回収 相談支援事業所：郵送により、URL及びQRコードが記載された依頼状を配布し、Webアンケートによる回答・回収 |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月～令和5年12月 |
| 回収 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所・知的障害者更生相談所：回収210件、有効回収210件 相談支援事業所票：回収570件、有効回収533件 |
| 項目 | <p>【児童相談所・知的障害者更生相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の判定状況 療育手帳の判定結果、検査結果の情報提供の状況 療育手帳判定時の検査結果等の活用状況 / 等 <p>【相談支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の判定結果、検査結果の情報取得の状況 療育手帳判定時の検査結果等の活用状況 / 等 |

<ヒアリング調査>

今後の療育手帳のあり方の検討に向けた基礎情報の整理を目的として、療育手帳の判定・交付状況や、検査結果等の活用状況等に関するヒアリング調査を行った。

| | |
|----|---|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、知的障害者更生相談所※ 3か所 相談支援事業所※ 2か所 地方公共団体 2か所 <p>※はアンケート調査結果から療育手帳判定時の検査結果等を活用した連携や支援を行ったことのある対象を抽出</p> |
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"> オンラインによる聞き取り |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月～令和6年3月 |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の判定状況 療育手帳の検査結果等の情報提供、活用状況 現在の療育手帳の運用等について 療育手帳の運用の統一について / 等 |

<検討委員会の設置>

- 調査設計や、既存調査結果を踏まえ論点整理を行うにあたっての助言等を受けるため、有識者等による検討委員会を設置した。（計5回開催）

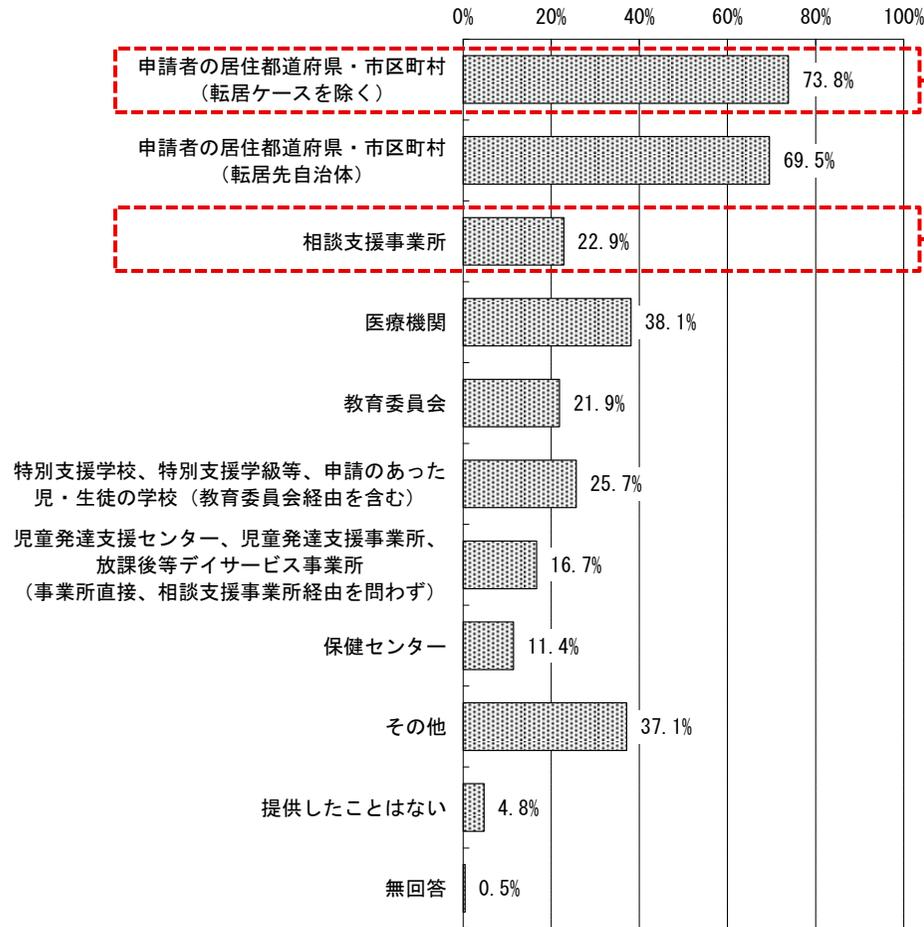
【調査結果】

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

1. 療育手帳判定時の判定結果の提供状況 — 児童相談所・知的障害者更生相談所調査 —

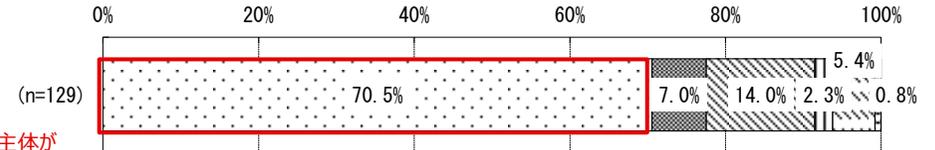
個別の申請者の療育手帳の判定結果について、情報提供を行ったことのある関係機関等 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】

(n=210)



(注) 「判定結果」とは、「療育手帳の障害の程度の区分等の結果のみ」を指す。
 (注) 「その他」として、警察、検察、家庭裁判所、ハローワーク、税務署、弁護士、後見人、社会労務士、児童福祉施設、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、といった回答があった。

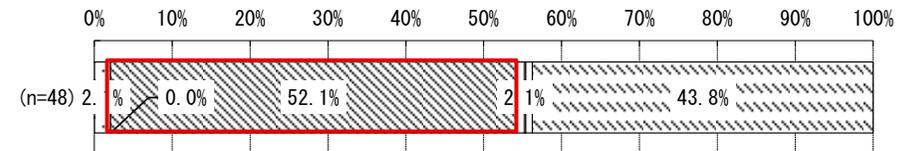
申請者の居住都道府県・市区町村 (転居ケースを除く) に対する、療育手帳の判定結果の情報提供 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



- 非該当を含め、すべてのケースについて情報提供している
- 非該当を除き、すべてのケースについて情報提供している
- 非該当を含め、自治体からの希望があったケースのみ情報提供している
- 非該当を除き、自治体からの希望があったケースのみ情報提供している
- 上記選択肢を除き、一部のケースのみ情報提供している
- 無回答

(注) 本設問は、交付主体が「都道府県」で、情報提供を行ったことがあると回答した判定機関が対象。
 (注) 最も多かった回答を赤枠にて示す。

相談支援事業所に対する、療育手帳の判定結果の情報提供 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



- 非該当を含め、すべてのケースについて情報提供している
- 非該当を除き、すべてのケースについて情報提供している
- 非該当を含め、相談支援事業所からの希望があったケースのみ情報提供している
- 非該当を除き、相談支援事業所からの希望があったケースのみ情報提供している
- 上記選択肢を除き、一部のケースのみ情報提供している
- 無回答

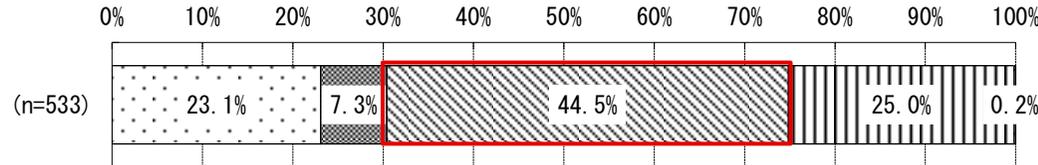
(注) 本設問は、情報提供を行ったことがあると回答した判定機関が対象。
 (注) 最も多かった回答を赤枠にて示す。

【調査結果】

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

2. 療育手帳判定時の判定結果の取得状況 —相談支援事業所調査—

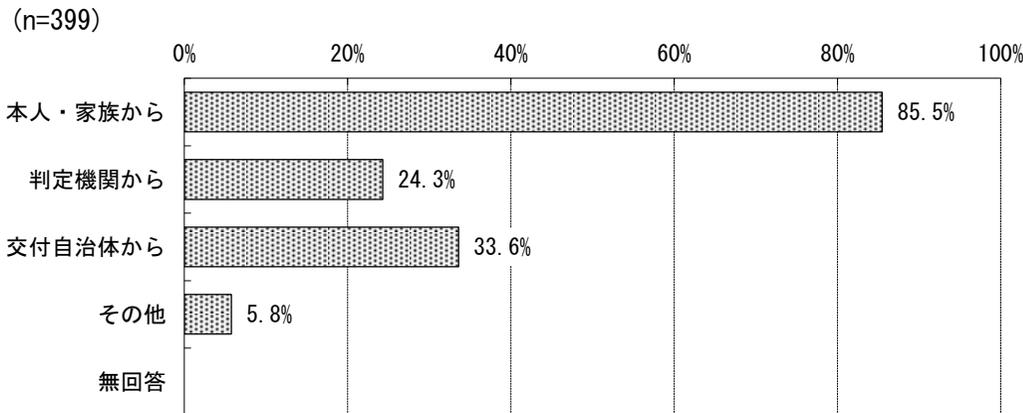
療育手帳の判定結果に関する情報取得の状況【相談支援事業所調査】



- 非該当を含む、すべてのケースの判定結果について情報を取得している
- 非該当を除く、すべてのケースの判定結果について情報を取得している
- 情報が必要な一部のケースの判定結果について情報取得している
- 特に取得していない
- 無回答

(注) 「判定結果」とは、「療育手帳の障害の程度の区分等の結果のみ」を指す。
 (注) 「すべてのケース」とは、事業所との契約者または委託事業において相談対応を行っているケースの方のうち、療育手帳を申請した方を想定。
 (注) 最も多かった回答を赤字にて示す。

療育手帳の判定結果の情報取得のルート【相談支援事業所調査】



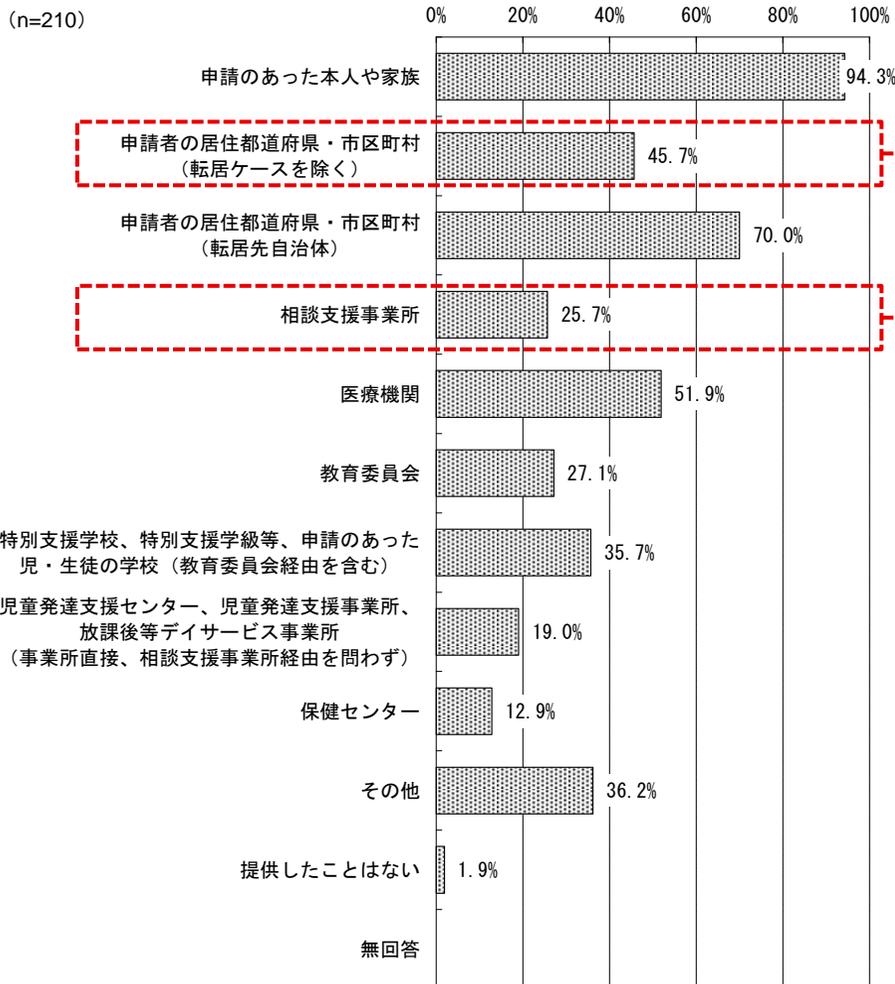
(注) 判定結果に関する情報取得をしたことがある相談支援事業所 (n=399) が対象。
 (注) 「その他」として、関連機関・関連事業所、直営のため確認可能、基幹相談支援センター、子ども支援センターといった回答があった。

【調査結果】

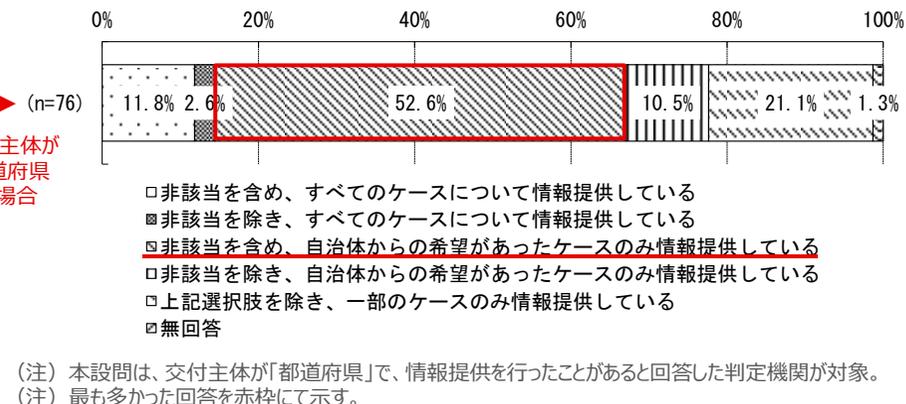
| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

3. 療育手帳判定時の検査結果の提供状況 — 児童相談所・知的障害者更生相談所調査 —

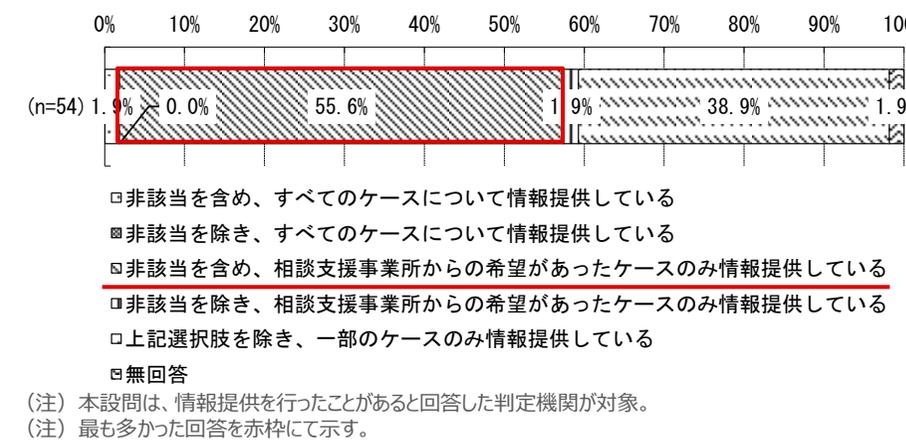
個別の申請者の療育手帳の検査結果について、情報提供を行ったことのある関係機関等 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



申請者の居住都道府県・市区町村 (転居ケースを除く) に対する、療育手帳の検査結果の情報提供 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



相談支援事業所に対する、療育手帳の検査結果の情報提供 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



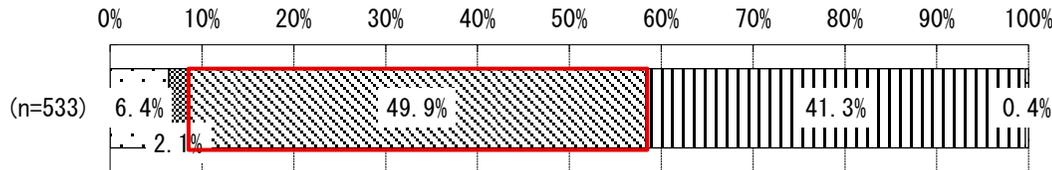
(注) 「検査結果」とは、知能検査、発達検査、適応行動のアセスメントについて、IQ等の数値のみではなく、検査によって明らかになった本人の個々の障害特性や支援ニーズを示した結果を指す。
 (注) 「その他」として、警察、検察、家庭裁判所、ハローワーク、税務署、弁護士、後見人、社会労務士、児童福祉施設、訪問看護、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、就労継続支援事業所といった回答があった。

【調査結果】

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

4. 療育手帳判定時の検査結果の取得状況 —相談支援事業所調査—

療育手帳の検査結果に関する情報取得の状況【相談支援事業所調査】



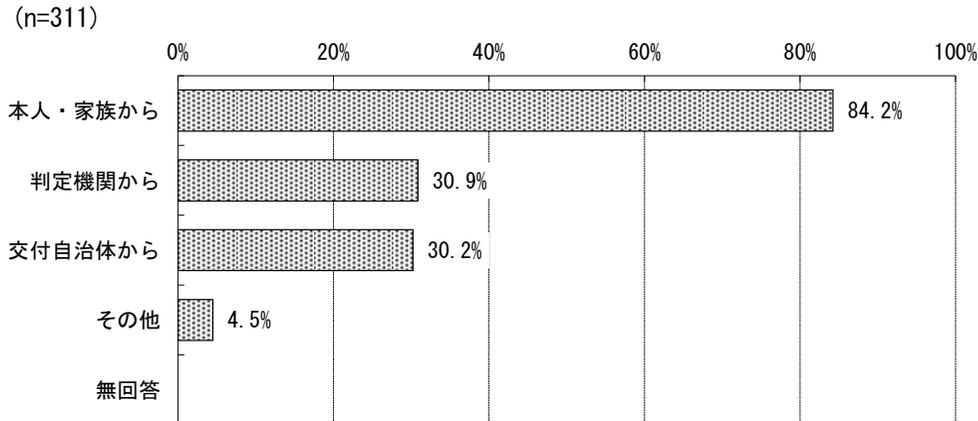
- 非該当を含む、すべてのケースの検査結果について情報を取得している
- 非該当を除く、すべてのケースの検査結果について情報を取得している
- 情報が必要な一部のケースの検査結果について情報取得している
- 特に取得していない
- 無回答

(注) 「検査結果」とは、知能検査、発達検査、適応行動のアセスメントについて、IQ等の数値のみではなく、検査によって明らかになった本人の個々の障害特性や支援ニーズを示した結果を指す。

(注) 「すべてのケース」とは、事業所との契約者または委託事業において相談対応を行っているケースの方のうち、療育手帳を申請した方を想定。

(注) 最も多かった回答を赤枠にて示す。

療育手帳の検査結果の情報取得のルート【相談支援事業所調査】



(注) 検査結果に関する情報取得をしたことがある相談支援事業所 (n=311) が対象。

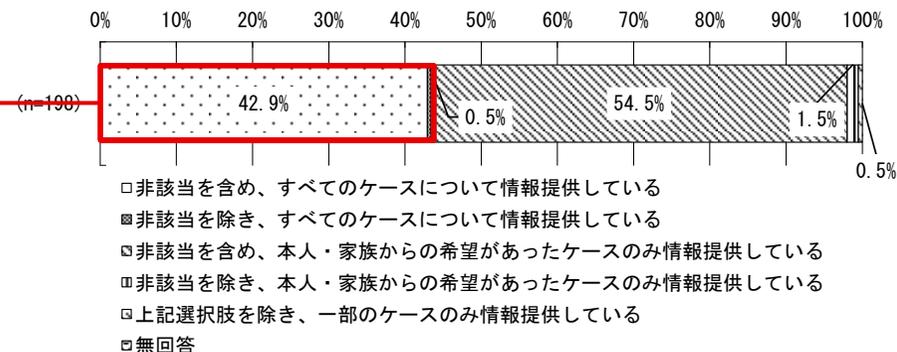
(注) 「その他」として、医療機関、関連機関・関連事業所、基幹相談支援センター、子ども支援センターといった回答があった。

【調査結果】

5. 本人・家族への検査結果の提供状況 — 児童相談所・知的障害者更生相談所調査 —

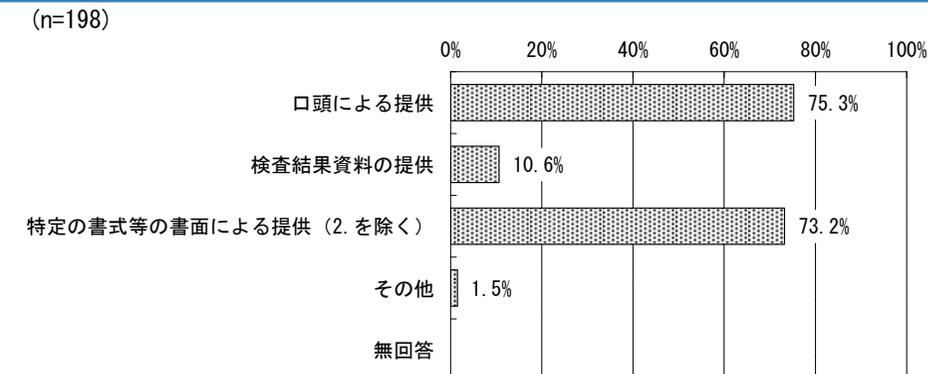
| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

本人・家族に対する、療育手帳の検査結果の情報提供 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



(注) 検査結果に関する情報提供をしたことがある判定機関 (n=198) が対象。

本人・家族への療育手帳の検査結果の情報提供の方法 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



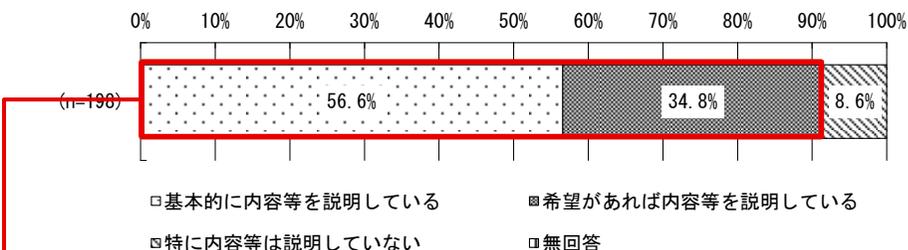
(注) 検査結果に関する情報提供をしたことがある判定機関 (n=198) が対象。

すべてのケースについて本人・家族に療育手帳の検査結果の情報提供を行っている理由 (自由記述式) 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】

- 検査を実施した以上、可能な限り検査結果について伝えることで、説明責任を果たすことができるから
- 家族や場合によっては本人に、障害の程度や特性、望ましい支援策に関し理解を深める一助としてもらうため
- 検査により明らかになった個々の特性等を基に、関わり方の助言や必要なサービス等、適切な援助に結び付けるため
- 療育手帳判定を、単に障害程度を決める場とだけとらえているわけではなく、本人の支援を考える相談の場としてもとらえているため
- ケースによっては、継続的な相談や、他機関に繋げる目的もある / 等

(注) すべてのケースについて情報提供を行っている判定機関が対象。

本人・家族への療育手帳の検査結果の内容等の説明状況 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



(注) 検査結果に関する情報提供をしたことがある判定機関 (n=198) が対象。

【説明している内容 (説明している場合)】

- IQの数値や数値から見えるアセスメントや支援について、福祉サービスの必要性や個別支援の必要性について
- 口頭にて、知能検査の結果 (IQ値は伝えない) や障害特性、支援方法等を説明
- 検査の様子、検査から読み取れる心理所見、家族等から相談があった事項に対する助言等 / 等

【調査結果】

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |
| | | | | |

6. 本人・家族への検査結果の提供状況 –ヒアリング調査–

本人・家族への療育手帳の検査結果等の提供状況【ヒアリング調査（児童相談所・知的障害者更生相談所、相談支援事業所）】

- ヒアリングを行った全ての判定機関において、本人・家族に対して結果等の説明が行われていた。他方で、判定を行った全員に対して検査結果の説明を行う判定機関から、検査結果と障害の程度の差がある場合や過去の判定結果から変化がある場合等に説明する、新規申請で非該当になるケースに対して丁寧に検査結果を伝える等、対応状況は様々であった。
- 情報提供の方法として、いずれも申請に基づいて書面での提供が行われていた。その内容は、療育手帳の有無・程度、実施した心理検査名・結果（数値）のみのケースから、前述に加えて所見や家族情報といった詳細の情報を提供するケースまで様々であった。

＜ヒアリング調査実施地域にて、書面によって提供されている項目例＞

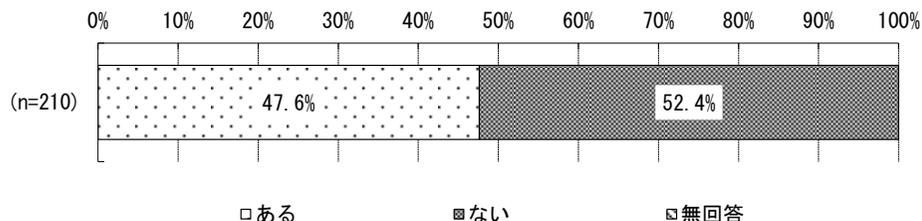
| | |
|---|--|
| 1 | 検査名、生活年齢、精神年齢・発達年齢、知能指数・発達指数、検査時の様子、所見 |
| 2 | 療育手帳の障害の程度、知能検査結果 等 |
| 3 | 検査名、実施日、年齢、知能指数・発達指数、できた項目名（上限項目）／できなかった項目名（下限項目）等 |
| 4 | 判定結果、検査結果、家族状況、判定時の状態像 等 ※基幹以外の外部機関等と書面での情報共有を行わないことを条件として情報提供される |
| 5 | 療育手帳の障害の程度、検査名、知能指数、精神年齢 |

【調査結果】

7. 療育手帳の検査結果等の活用状況 — 児童相談所・知的障害者更生相談所調査 —

支援の方向性等について協議等を行った経験の有無

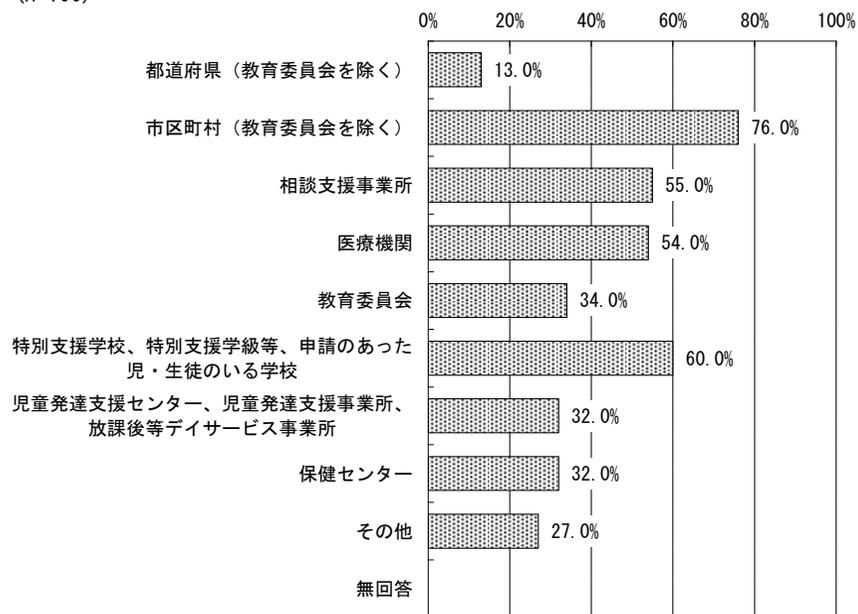
【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】



協議等を行ったことのある外部機関

【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】

(n=100)



(注) 協議等を行ったことがある判定機関 (n=100) が対象。

(注) 「その他」として、警察、司法関係、要保護児童対策地域協議会、児童養護施設、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、社会福祉協議会、後見人といった回答があった。

協議概要

【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】

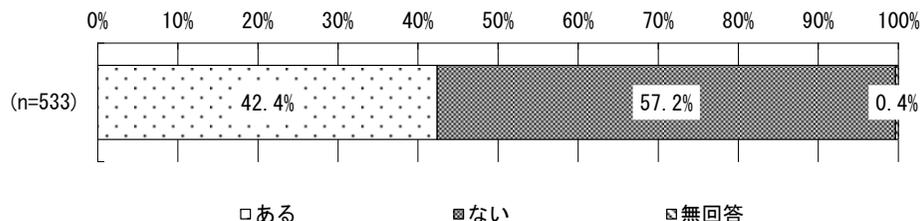
| ケース | 活用した情報内容 | 活用方法等 |
|-------|---|---|
| 18歳未満 | <ul style="list-style-type: none"> （要保護児童対策地域協議会にあがる対象児が、療育手帳判定を受けていた場合）精神（発達）年齢 知能（発達）指数 検査時の様子 保護者からの聞き取り等 | <ul style="list-style-type: none"> 検査結果から推察される得意不得意 認知特性 知的発達水準から推察される保護者の養育負担等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> （幼児～学齢児）知能検査結果、発達検査結果、その他必要と思われるアセスメント結果 | <ul style="list-style-type: none"> 就学先の選択について。福祉サービス利用について（事業所の選択等） |
| 18歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> 知能検査結果、家族状況・医療状況・生活状況等、その他アセスメント結果 | <ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画作成のため、また学校から卒業後の関係機関への本人特性の引き継ぎのため、さらに、通所先及び就労先に対する本人特性に応じた環境調整のため、得手不得手な領域の参照等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 知能検査結果、適応行動のアセスメント結果、医学判定結果、療育手帳の判定結果 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村における福祉的支援に活用するため、個別事例の支援方針（計画）の検討のため |

【調査結果】

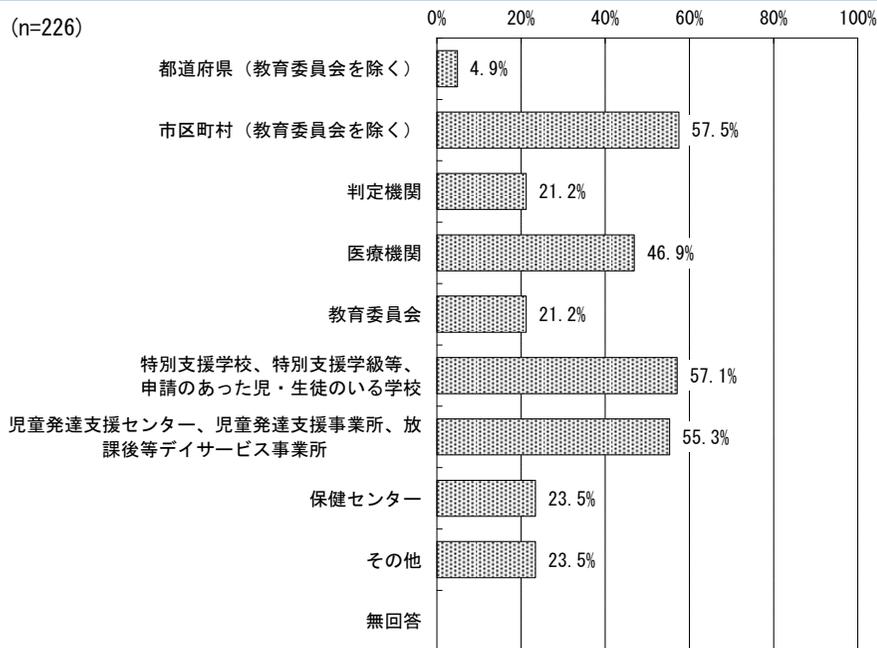
| | | | | |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

8. 療育手帳の検査結果等の活用状況 —相談支援事業所調査—

支援の方向性等について協議等を行った経験の有無 【相談支援事業所調査】



協議等を行ったことのある外部機関【相談支援事業所調査】



(注) 協議等を行ったことがある相談支援事業所 (n=226) が対象。
 (注) 「その他」として、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、就業生活支援センター、就労継続支援事業所、社会福祉協議会といった回答があった。

協議概要 【相談支援事業所調査】

| ケース | 活用した情報内容 | 活用方法等 |
|-------|---|---|
| 18歳未満 | <ul style="list-style-type: none"> 児童期における養育経過や発達段階、虐待状況等を児童相談所から情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校卒業後の進路選択時に支援者や学校等と情報共有 |
| | <ul style="list-style-type: none"> (就学前) 知能検査結果や発達検査結果 | <ul style="list-style-type: none"> アセスメント結果を参考に関係機関と協議を行い、情報共有や方向性の意思統一を行っている。必要時、障害児支援利用計画の見直しを行い、再作成を行っている |
| 18歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害者の知能検査結果や判定時のアセスメント情報を市町村から情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援の二次アセスメントとして活用 |
| | - | <ul style="list-style-type: none"> 日常会話に問題はないが療育手帳で重度該当となった方に関して、就労継続支援B型事業所における作業の指導方法や余暇活動における支援方法の検討、個別支援計画の見直しに関して協議 |

【調査結果】

9. 療育手帳の検査結果等の活用状況 -ヒアリング調査-

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |
| | | | | |

関係機関への療育手帳の検査結果等の提供・活用状況【ヒアリング結果】

- ヒアリングから、大きく2つの活用パターンが見られた。
 - 療育手帳の有無や区分、実施検査名・検査結果（数値）等の判定結果：手当や年金等の診断書作成や一般的な情報収集を目的として、申請に基づき、医療機関やハローワーク、警察等と共有
 - 知能検査等の検査結果や検査実施時の様子、付随するアセスメント情報等の判定・検査結果：一部のケースに限り、本人の特性や状況等を把握し支援方針の検討を行うことを目的として、医療機関や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と共有
- 判定機関へのヒアリングから、助言・協議については、地域資源の状況や管轄エリアの広さ等によって、支援者との関係性やニーズが異なることが推察できた。また、協議等には一定の負担が生じることから、判定件数や判定体制の影響もあると考えられた。
- 基幹相談支援センターへのヒアリングから、普段のケース対応よりは、本人・家族からの情報収集が難しいケースや、本人の障害特性を掴みきれない等の支援に行き詰まりがあるケース等において、判定機関から検査結果等の情報を得ている状況がうかがえた。

<ヒアリングから得られた検査結果等の提供に関する事例>

- 自治体：（児）手帳の有無等の情報を提供、（者）検査結果を含めた成育歴、ADL等の基礎情報、支援方針等の情報を提供、（者）心理学的判定書を提供
- 医療機関：（児）特別児童扶養手当の診断書作成、助言する上での参考情報、リハビリへの接続を目的とした依頼を受けて情報提供、（者）療育手帳の障害の程度とIQ値を提供
- 学校：（児）必要な配慮の内容等の情報提供
- 相談支援事業所：（者）支援が滞っているケース、問題行動が見られるケース、成育歴等の背景を知りたいケース等で、支援方針の検討のため判定の経過や状況に関する詳細な情報の照会があり提供
- グループホーム：（者）行動上の問題で対応に苦慮していることから依頼を受け情報提供
- 児童発達支援センター：（児）発達状況を客観的に把握したうえで支援を検討したいという意向があり情報を提供
- ハローワーク：（児）障害者雇用の関係で支援にあたるため、療育手帳の有無や検査結果の指数等を提供、（者）療育手帳の障害の程度とIQ値を提供
- 警察：（者）手帳の有無、障害の程度とIQ値の情報を提供

<ヒアリングから得られた検査結果等を活用した助言・活用に関する事例>

- 自治体・基幹相談支援センター：（者）判定後に支援ニーズの情報提供、助言
- 学校：（児）不適応を起こしているケースで、来所した学校関係者に対して、検査結果の共有と学校での配慮やかかわり方への留意事項等を助言。学校のケース会議での助言もある
- 児童養護施設：（児）判定から得られた情報を施設職員等と共有し、今後の対応や施設での処遇に活かせるよう協議
- 保健師：（児）乳幼児のケースで、発達検査の情報提供の相談を受ける
- 相談支援事業所：（児）ネグレクト等のケースで家庭全体の支援の観点から、検査結果から見えることを共有
- 障害者就業生活支援センター：（者）更新面談の際に再就職の希望があり、障害者就業生活支援センターにつなぐ
- 医療機関：（者）主治医に知的障害が境界域であることを伝達し、治療方針を再検討につなげる、（者）出産先の医療機関を訪問しリスクについて協議
- 児童相談所：（者）保護した子どもの親に知的障害が疑われ、判定を実施し支援について助言

【調査結果】

10. 関係機関間で情報共有を行うにあたっての課題

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |
| | | | | |

支援を行う外部機関と情報連携を行う上での障壁 【児童相談所・知的障害者更生相談所調査】

【個人情報保護の観点】

- 他機関との情報共有が可能な法的根拠がないこと（虐待ケースでは法的根拠はあるが、それ以外ではない）
- 基本的に、療育手帳判定を目的に得た情報であるため、それ以外の場に情報を出すことは、目的外の使用となる。従って、対象者の保護者の同意や、情報を出すことについての是非の判断、あるいは個人情報保護の観点での取扱い等を総合して判断する必要がある。また、情報を出した結果、当所の意図しない形で情報がひとり歩きした場合のリスクも考えられる / 等

【正確な情報伝達が困難】

- 知能検査のIQ値のみにより、支援の方向性を決定しがちであるため、情報提供したとしても、それが本人の支援につながっているかわからない
- 文書のみで情報連携する場合、読む人の知識や経験等により解釈にずれが生じることも想定される。ケース会議等を通じて実際の支援内容への落とし込みまでを一緒に検討できた方がそのずれが少なくなると考えているが、ケースの数が膨大であるため、実際に会議を通じて詳細に共有できるケース数は限られている / 等

【業務量】

- 情報提供書作成に関する業務量の増大
- 判定業務に追われ、情報提供に費やす人的・時間的余裕がない / 等

情報連携を行う上での障壁 【相談支援事業所調査】

■ 判定機関との連携

- 個人情報保護の縛りがあるため、保護者から情報を得るしかない。保護者の能力・意識によって得られる情報に差が出る（保護者も書面で貰っていないケースもある）
- 療育手帳の検査結果の詳細を判定機関が開示しないことが多く、連携しづらいと感じている。発達検査の数値は教えてくれるが、その方の障害特性等を知り、支援の方向性を検討する際は、病院等での発達検査の結果を基に各関係機関と連携することが多い。情報開示について、どうすれば判定機関と連携できるのかを知りたい / 等

■ 支援を行う外部機関との連携

- 個人情報保護の観点から、教育機関や医療機関からも本人情報を開示してもらえない
- 本人や保護者から情報の提供を行ってもらうことが多いが、保護者や本人が十分な理解が出来ておらず、また保管がしっかりと出来ていないことが多い
- 家族に対して検査結果も詳しく伝えていないようなので、学校や放課後等デイサービスにも詳しい検査結果などを伝えることができない
- 検査結果（書面）だけがひとり歩きする可能性（専門職ではない職員の個人的な経験に基づく見立て）がある / 等

関係機関への療育手帳の検査結果等の提供・活用にあたっての課題 【ヒアリング調査】

- 情報提供・活用にあたっての課題として、アンケート調査と同様、検査結果の数値がひとり歩きすることの他、誤差のある結果や検査という一面に限った情報の有効性への懸念が示された。
- 知的障害者更生相談所からは、意味のある情報提供にするためには時間がかかることや、都道府県全域を管轄していることから、域内の網羅的な情報提供ニーズの把握が難しいという指摘があった。

【まとめ】

論点整理及び今後の検討に向けて①

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

- 本事業では、過去の調査結果等を踏まえ、療育手帳の運用の統一化を進めた場合に想定される影響や課題等についての検討を深め、今後議論を行うにあたっての論点整理（懸念点の洗い出し）を目的に実施した。
- 本検討委員会での議論を踏まえ、今後の論点として、3点から整理した。

論点1：療育手帳制度の前提について、どのように共通認識を図るか？

- 厚生事務次官通知・厚生省児童家庭局長通知に基づき、各都道府県市で運用されている療育手帳制度について、検討委員会での議論を通じて、通知上で明確に示されていない療育手帳制度における知的障害の判定基準の明確化の必要性や、実態に即した目的の再考等の指摘があった。
- 今後の検討の方向の1つとして、対象や目的といった療育手帳制度の前提における共通認識を図ったうえで、具体的な運用の統一を検討することが考えられる。

| 各論 | 今後の整理・検討事項として想定されること |
|--------------------------|---|
| (1) 療育手帳制度の対象 | |
| ①知的障害の判定基準 | ✓ 療育手帳制度における知的障害の判定基準の検討 |
| ②障害の程度の区分 | ✓ 療育手帳制度における知的障害や、区分の位置付け・定義の検討 |
| (2) 療育手帳制度の目的 | |
| ①各種援助措置を受けやすくすること | ✓ 知的障害を伴わない発達障害児者の療育手帳の所持・活用状況に関する実態の整理 |
| ②一貫した相談を行うこと | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的障害児者への支援において、療育手帳制度に求められる相談支援機能と期待される役割の検討 ✓ 知的障害児者等への支援のため、必要に応じて検査結果等を共有する場合の提供方法やその留意点等の整理・検討 |
| (3) 療育手帳の判定体制・フロー | |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 療育手帳の判定において、児童相談所・知的障害者更生相談所以外の機関（医療機関や児童発達支援センター等）で実施された検査結果の活用可能性の検討 ✓ 自機関以外での判定業務の実施可能性の検討 ✓ 児童相談所・知的障害者更生相談所における標準的な判定業務・フローの検討 |

論点2：療育手帳の判定・交付における運用統一をどのように考えるか？

- 論点1の前提について共通認識を図った後、療育手帳の判定・交付場面における具体的な運用統一の方向性に関して、以下の4点が考えられる。

| 各論 | 今後の整理・検討事項として想定されること |
|---------------------|--|
| (1) 判定方法 | |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 判定方法の運用統一の方向性の検討 ✓ 現在交付されている対象のうち、判定方法の運用統一によって、何らかの影響が見込まれるケース像、具体的な影響の整理 ✓ 判定ツールの運用統一に向けての取組みの検討 |
| (2) 判定時の勘案事項 | |
| ①知的機能と適応行動以外の勘案事項 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的機能と適応行動以外を勘案している場合（特に知的障害の重症度以外を勘案して区分を重くする場合）、その判断基準や勘案方法、総合評価への反映状況の把握 ✓ 知的機能・適応行動以外の勘案事項や勘案方法の整理 |
| ②年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 療育手帳の判定基準の統一化の検討とともに、低年齢や成人期以降の新規判定・交付等、通常の判定プロセスでは判定が難しい場合の療育手帳の判定・交付方法の検討 |
| ③医学的所見等の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 医学的所見等を確認することが望ましいケースや、確認方法、勘案方法、判定機関における体制面の負担、留意点等の整理 |
| (3) 再判定 | |
| — | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在の判定体制や再判定時期の取り決め状況についての整理 ✓ 再判定の対象と時期の考え方についての検討 |
| (4) その他 | |

【まとめ】

論点整理及び今後の検討に向けて③

| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |
| | | | | |

論点3：療育手帳に紐づくサービス等をどのように考えるか？

- 療育手帳の運用統一の方向性によって、判定結果、そして療育手帳に紐づくサービス等への影響は様々想定されるため、具体的な統一の方向が定まらないうちは、具体的な影響の整理は難しい。
- 本調査事業では、療育手帳に紐づくサービス等として指摘された諸施策の状況と、交付対象の違いから運用統一による影響への懸念等、今後の検討に向けた考え方を整理した。

各論

今後の整理・検討事項として想定されること

(1) 療育手帳に紐づく関連諸施策等の状況及び今後の検討に向けた考え方

—

- ✓ 知的障害を伴わない発達障害児者の療育手帳の所持・活用状況に関する実態の整理【再掲】
- ✓ (運用の統一の方向性が整理された後) 運用統一による具体的なサービス等への影響の整理
- ✓ 交付対象の範囲が変わる場合は必要な支援を提供する方策等の検討

今後の検討に向けて

- 本調査事業にて論点整理を行う中で、今後の療育手帳の運用統一の検討に向けて、さらに実態等の整理が必要と思われる事項として、以下の3点が考えられた。

- ① 判定方法に関する運用統一の仮定に基づいた、判定現場等において想定される影響・課題の整理：**
厚生労働科学研究において開発されている判定ツールの動向を踏まえながら、仮に知的機能と適応行動の2軸から判定するとした場合に判定機関が選択しうる判定方法の整理や、判定方法に変化・影響が生じる場合にその具体的な内容の整理等、具体的な仮定に基づいた判定現場等において想定される影響・課題の整理が必要と考えられる
- ② 判定状況に関する実態の把握：**
療育手帳の目的と判定機関における判定体制や業務負荷を踏まえた、判定のあり方の検討を行うためには、再判定・更新の状況や、医療機関等の外部機関を活用した判定の状況、介護度等の知的機能・適応行動以外の勘案事項や勘案方法等、一部不足する判定状況に関する情報収集が必要と考えられる
- ③ 交付対象の運用に差が見られるケースの療育手帳の保有状況等に関する実態の把握：**
知的障害を伴わない発達障害等、交付対象の運用に差が見られるケースは、今後の運用統一の方向によっては何らかの影響を受けやすい方々であると推察される。運用統一による影響・課題を整理する前段階として、まずはこのようなケースにおける療育手帳の保有状況や、療育手帳によって利用できているサービス、他障害者手帳との使い分けの状況等、実態の把握が必要と考えられる

| | | | | |
|--------|----------|-----------|---------|-----|
| 調査実施概要 | 調査結果 | | | まとめ |
| | 児相・知更相調査 | 相談支援事業所調査 | ヒアリング調査 | |

【検討委員会概要】

○ 調査設計や、既存調査結果を踏まえ論点整理を行うにあたっての助言等を受けるため、有識者等による検討委員会を設置した。

| 委員名簿 | | 委員会開催状況 |
|--------|---|---|
| 氏名 | 所属 | 第1回 令和5年9月27日（水） |
| 内山 登紀夫 | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長 福島学院大学福祉学部福祉心理学科 教授 | 第2回 令和5年10月28日（水） |
| 梅津 義和 | 東京都心身障害者福祉センター多摩支所 所長 | 第3回 令和5年12月27日（水） |
| ◎大塚 晃 | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 特任教授 | 第4回 令和6年2月29日（木） |
| 菊池 幸次 | 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 主幹 | 第5回 令和6年3月27日（水） |
| 西 恵美 | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 副会長 社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会 会長 社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会 会長 | ※委員長・オブザーバーのみ会場参加とし、他の委員にはオンラインにてご参加いただいた |
| 服部 敏寛 | 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人三富福社会 | |
| 丸橋 正子 | 大阪府中央子ども家庭センター育成支援二課 課長 | |
| 宮川 善章 | 世田谷区障害福祉部障害施策推進課 課長 | |
| 村山 恭朗 | 金沢大学人間社会研究域人文学系 准教授 | |

◎：委員長（五十音順、敬称略、所属は当時のもの）